

事項	取組状況（平成17年度）
②健診受診者の拡大等の保健事業の充実	<p>○健診受診者の利便性の向上を図るため、健診実施機関の増大を図り、平成17年度以降において、全国で新たに290医療機関を健診機関として指定。</p> <p>○また、一般健診対象者についても、平成18年度は約42万人増を見込んでいる。</p> <p>（平成18年4月1日現在） 1,820健診機関</p>
③被保険者への情報提供の充実	<p>○平成17年9月、定期的な被扶養者認定状況の確認（いわゆる検認）時に、適用事業所を經由して全被保険者に対し、政管健保の事業内容を紹介するリーフレットを送付したところであり、引き続き、毎年1回、全被保険者に対し、同様のお知らせの送付を実施。</p>
④地域の実情に応じた効果的な保健事業の推進	<p>○各地方社会保険事務局において実施するウォーキング大会等の体育事業については、保険者協議会を通じ、他の保険者との共催により実施するなど、地域の実情に応じた保健事業を実施することとしている。</p>
⑤レセプトの電子データでの受け取り等の検討	<p>○平成18年8月から審査支払機関から提供されるレセプトの画像の受入れを開始。また、平成20年度から段階的にレセプトのオンライン請求が義務化されることから、公法人化に向けて、保険者にもオンラインによりレセプトが送付されることを踏まえたレセプト情報管理システムを構築することとしている。</p>
<p>（12）企業における社会保険事務の支援</p> <p>①本社における社会保険の適用手続の周知</p>	<p>○本社で人事等を管理している職員については、当該職員が地方の支店等に異動した場合であっても、引き続き、本社において社会保険の適用手続を行えることを周知するため、平成18年3月、地方社会保険事務局に対する通知を発出するとともに、社会保険庁ホームページ等においても周知を実施。</p>

事項	取組状況（平成17年度）
<p>2. 年金制度の周知徹底 （1）創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施 ①各種情報提供の効果的・効率的な実施</p>	<p>○平成16年度から、年金週間（11月）及び年度末（2月）に実施している集中広報（新聞等の複数の媒体を活用して行う広報）において、効果測定（①メディア接触率、②政策・事業等の周知率、③理解率、④共感率といった広報の効果把握）を実施。</p> <p>○集中広報の実施に当たっては、より効果的・効率的な広報を実施するために、今までの効果測定の結果を踏まえて計画を立案。</p>
<p>②中・高校生を対象とした年金教育の拡充</p>	<p>○各学校が協力しやすい環境作りのために、年金教育で使用する教員用の手引書について、平成16年度に現場の意見を反映し改定した生徒用副読本の内容と連動するよう、平成17年度において改定を行うとともに、年金セミナーをカリキュラムに組込むことが困難な学校用として、副読本の要点をまとめたチラシを作成し、授業時間の一部やホームルーム等で生徒に対する年金教育が実施できるよう措置した。</p> <p>(平成16年度セミナー実施率) 21.9% ↓ (平成17年度セミナー実施率) 28.7%</p> <p>※ (平成17年度目標) 25%以上</p>

事項	取組状況（平成17年度）
③職員が、年金制度の意義・役割を十分に説明できるよう、職員教育を徹底	○平成17年10月から、一般職員研修（採用後3年目の職員全員を対象）において、年金制度の意義・役割についての理解を十分に深めるための研修カリキュラムを設定したところであり、平成18年度からは、新規採用者研修においても同様のカリキュラムを設定した。
④「総合カタログ」及び「目的別パンフレット」の作成及び配布	○平成17年11月に、「総合カタログ」（国民年金の実力、安心、メリットなどの訴求ポイントをわかりやすく解説）と、「目的別パンフ」（被保険者の個々の関心事項に対して解説）のパイロット版を作成して、各社会保険事務所へ配布。 ○平成18年1月に、先に配布したパイロット版に対するお客さま等からの意見を各社会保険事務局を通じて意見集約を行い、それを反映させた平成17年版の「総合カタログ」等を各社会保険事務局へ配布。更に平成18年度版を配布し、窓口での制度説明や国民年金推進員の戸別訪問の際に活用。
⑤地方社会保険事務局主催の公開講座の実施	○年金制度の意義・役割とともに公的年金のメリット等に関し周知・啓発するための地方社会保険事務局主催の公開講座について、実施体制が整った山口、埼玉及び熊本の各事務局において平成18年2月に実施した。 ○平成18年度からは原則として全ての事務局で実施することとしている。
⑥大学生向けの年金セミナーの開催	○大学生に対する公的年金制度への参加意識の醸成を図るため、平成18年1月に宮城社会保険事務局においてモデル実施を行った。

事項	取組状況 (平成17年度)
<p>(2) 年金受給権等の確保のための取組の推進</p> <p>①ハローワークとの連携による失業者への種別変更の手続や免除制度の周知徹底</p>	<p>○企業からの離職により厚生年金の被保険者資格を喪失した場合に必要な国民年金の種別変更手続の周知徹底を図るため、ハローワークの協力を得て、雇用保険受給者に対する説明会等において、国民年金の種別変更手続に関するお知らせ、種別変更届及び免除申請書等の配布を開始するとともに、社会保険事務所の職員が直接出向いて、国民年金の手続について説明を行った。</p> <p>なお、18年度においても、初回説明会において種別変更届等を受理するなどの連携強化を図ることとし、関係部局と調整中。</p> <p>(17年8月実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出周知用チラシ等配布 540カ所 (17年3月末現在 ハローワーク数583カ所) ・説明会における手続周知 183カ所
<p>②厚生年金脱退後、国民年金への加入がない者についての職権適用</p>	<p>○企業から離職した後、国民年金の届出がない方に対しては、平成17年8月より、届出勧奨後もなお届出を行わない場合、職権で適用することとし、18年3月末現在で約12万件について職権で適用した。</p>
<p>③満額受給の要件を満たしていない者に対する任意加入の勧奨</p>	<p>○年金受給権を有するが、満額受給の要件を満たしていない方を対象として、58歳到達時の「年金加入記録のお知らせ」の際、任意加入に伴う保険料納付額及び受給年金の増加額を示すことにより任意加入を勧奨するものとして、実施時期を含め調整を進めている。</p>
<p>④追納勧奨対象者の拡大</p> <p>⑤追納勧奨状の送付時期等の見直し</p>	<p>○平成17年8月より、学生納付特例、若年者納付猶予の適用を受けた方を新たに追納勧奨の対象者とした。</p> <p>○併せて、追納勧奨状の送付時期についても見直しを行い、追納期限の直前となる保険料免除期間から9年目の勧奨状の送付に加え、追納加算額の上乗せが始まる前の保険料免除期間から2年目の方で、2号被保険者又は3号被保険者に移行した方を新たに対象として実施。</p>

事項	取組状況（平成17年度）
<p>3. 保険料収納率の向上 (1) 「新たな保険料徴収モデル」の展開</p> <p>①未納者の属性に応じた効率的な対策の推進</p>	<p>○従来の収納対策に加え、所得情報を活用し未納者を所得階層に分類するなど、未納者の属性に応じた以下のような対策を実施。</p> <p>①免除対象者への免除勧奨を実施するとともに、免除申請手続を簡素化</p> <p>②一定所得以上層への強制徴収を実施するとともに、強制徴収の拡大及び徴収体制を強化</p> <p>③中間層への督励事蹟に基づく接触率などの質を重視した納付督励を実施</p> <p>(免除勧奨の実施) 全額免除割合 24.9% (対前年同期比 +4.0%) ※平成18年3月末現在</p> <p>(強制徴収の実施) ・16年度目標 3万件 (実績 31,497件) ・17年度目標 10万件 (実績 172,440件) ※平成18年3月末現在</p>
<p>②首都圏における新規未納者への対策の先行実施</p>	<p>○平成17年8月より、首都圏において大量発生する新規未納者の属性に応じて、納付督励に加え免除勧奨等の対策を、目黒（東京）及び横浜中社会保険事務所（神奈川）においてモデル実施。</p> <p>①20歳到達者への学生納付特例・若年者納付猶予等勧奨文書及び申請書を送付 (未納解消率 約27%)</p> <p>②2号及び3号からの移行者への申請免除の特例承認勧奨文書及び申請書等を送付 (未納解消率 約46%)</p> <p>③完納からの移行者への口座振替加入勧奨文書及び加入申出書等を送付 (未納解消率 約72%)</p>

事項	取組状況（平成17年度）																				
<p>(2) 年度別行動計画の策定</p> <p>①年度別行動計画の策定</p>	<p>○平成16年10月、各社会保険事務所において、平成19年度までの年度別目標納付率（平成19年度目標収納率80%）及び平成16年度中の具体的な納付督促業務の行動目標を掲げた行動計画を策定。</p>																				
<p>②行動計画の達成状況の検証及び次年度の行動計画の策定</p>	<p>1. 17年度行動計画（改訂版）の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年9月に、17年度第1次行動計画（年度前半）の実施状況等を踏まえ、年度後半に向けた行動計画（改訂版）を策定した。 ・改訂版は、①第1号被保険者の変動、②法律改正等による影響、③平成16年度の各納付督促毎の効果率・寄与率、④所得情報の取得と強制徴収の拡大等の要素を考慮し、納付率向上に向けた納付督促の行動計画を策定 <p>2. 17年度行動計画（改訂版）の達成（進捗）状況</p> <p>(1) 目標納付率等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17年度目標納付率 69.5% ・17年度の現年度分納付率 67.1%（対前年同期比+3.5%） <p>(2) 納付督促の達成（進捗）状況は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="819 1091 2000 1305"> <thead> <tr> <th></th> <th>催告状発行件数（万件）</th> <th>電話納付督促件数（万件）</th> <th>戸別訪問督促件数（万件）</th> <th>集合徴収案内件数（万件）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目 標</td> <td>3,965</td> <td>823</td> <td>1,718</td> <td>2,004</td> </tr> <tr> <td>実 績</td> <td>3,418</td> <td>823</td> <td>1,774</td> <td>1,952</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>86.2%</td> <td>100.0%</td> <td>103.3%</td> <td>97.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 平成18年度の行動計画については、①過年度保険料も含めた16年度分最終納付率目標を新たに設定、②行動計画を3期構成とし、8月及び12月に見直しを行うとともに、各社会保険事務所が各期の必達納付率を新たに設定すること、等について見直しを行った。</p>		催告状発行件数（万件）	電話納付督促件数（万件）	戸別訪問督促件数（万件）	集合徴収案内件数（万件）	目 標	3,965	823	1,718	2,004	実 績	3,418	823	1,774	1,952	達成率	86.2%	100.0%	103.3%	97.4%
	催告状発行件数（万件）	電話納付督促件数（万件）	戸別訪問督促件数（万件）	集合徴収案内件数（万件）																	
目 標	3,965	823	1,718	2,004																	
実 績	3,418	823	1,774	1,952																	
達成率	86.2%	100.0%	103.3%	97.4%																	

事項	取組状況（平成17年度）
<p>(3) 強制徴収の拡大及び徴収体制の強化 ①特別国民年金推進員の活用</p>	<p>○特別国民年金推進員（社会保険事務所職員及び国民年金推進員が対応し切れない地域の未納者に対し、戸別訪問による直接的な納付督促を行う非常勤職員）について、平成16年度から配置し、収納対策の強化を図った。平成17年度以後は、国民年金推進員が大幅に増員されたことに伴い、特別国民年金推進員の配置数を見直しており、平成17年度は、438名を配置した。</p>
<p>②所得情報の電子媒体による取得及び要員の増強による、強制徴収の規模の段階的な拡充</p>	<p>○平成17年度より、市町村からの所得情報を電子媒体により提供を受ける体制を整備するとともに、強制徴収のための要員の増強を図り、強制徴収の規模を段階的に拡充することとしている。平成17年度については、10万件の予定件数に対し18年3月現在で17万件の最終催告状を送付したところであり、そのうち2,697件の差押えを執行した。 なお、強制徴収の実施については、引き続き拡大することとしており、18年度については、対象者を35万件に拡大することを予定している。</p>

事項	取組状況 (平成17年度)																																						
③国民年金推進員の成果主義的な給与体系の導入	<p>○平成17年10月から、国民年金推進員の活動意欲を喚起し、国民年金保険料の収納実績の向上を図るため、全員一律の給与体系を改め、成果に応じて支給される新給与体系を導入した。</p> <p>(月額給与)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年9月まで 全員一律 月額 155,000円 ・平成17年10月から 成果に応じた給与体系 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>月額</td> <td>Aランク</td> <td>176,000円</td> <td>(活動実績の順位が上位10%以内)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Bランク</td> <td>168,000円</td> <td>(〃 上位25%まで (Aを除く))</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Cランク</td> <td>160,000円</td> <td>(〃 上位45%まで (A・Bを除く))</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Dランク</td> <td>152,000円</td> <td>(〃 上位75%まで (A～Cを除く))</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Eランク</td> <td>144,000円</td> <td>(上記以外)</td> </tr> </table> <p>(賞与)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年9月まで <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>期末給与</td> <td>…</td> <td>1.6月分 (全員)</td> </tr> <tr> <td>勤勉給与</td> <td>…</td> <td>0.3月分 (設置数の1割)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0.15月分 (設置数の2割)</td> </tr> </table> ・平成17年10月から <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>期末給与</td> <td>…</td> <td>1.0月分 (全員)</td> </tr> <tr> <td>勤勉給与</td> <td>…</td> <td>0.8月分 (設置数の2割)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0.4月分 (設置数の4割)</td> </tr> </table> 	月額	Aランク	176,000円	(活動実績の順位が上位10%以内)		Bランク	168,000円	(〃 上位25%まで (Aを除く))		Cランク	160,000円	(〃 上位45%まで (A・Bを除く))		Dランク	152,000円	(〃 上位75%まで (A～Cを除く))		Eランク	144,000円	(上記以外)	期末給与	…	1.6月分 (全員)	勤勉給与	…	0.3月分 (設置数の1割)			0.15月分 (設置数の2割)	期末給与	…	1.0月分 (全員)	勤勉給与	…	0.8月分 (設置数の2割)			0.4月分 (設置数の4割)
月額	Aランク	176,000円	(活動実績の順位が上位10%以内)																																				
	Bランク	168,000円	(〃 上位25%まで (Aを除く))																																				
	Cランク	160,000円	(〃 上位45%まで (A・Bを除く))																																				
	Dランク	152,000円	(〃 上位75%まで (A～Cを除く))																																				
	Eランク	144,000円	(上記以外)																																				
期末給与	…	1.6月分 (全員)																																					
勤勉給与	…	0.3月分 (設置数の1割)																																					
		0.15月分 (設置数の2割)																																					
期末給与	…	1.0月分 (全員)																																					
勤勉給与	…	0.8月分 (設置数の2割)																																					
		0.4月分 (設置数の4割)																																					

事項	取組状況（平成17年度）
<p data-bbox="203 328 741 360">（４）保険料を納めやすい環境整備の推進</p> <p data-bbox="185 411 808 483">①コンビニ、インターネットバンキング等による保険料納付</p>	<p data-bbox="835 331 2101 416">○平成16年2月、被保険者の利便性の向上を図る観点から、コンビニエンスストアでの保険料納付を開始。</p> <p data-bbox="835 485 2101 569">○平成16年4月、マルチペイメント（電子納付）による保険料納付を開始し、インターネット、携帯電話及びATMを活用した納付を可能にした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="846 635 1554 831"> <p>・コンビニエンスストアでの納付状況</p> <p>利用件数 約589万件</p> <p>納付月数 約940万月</p> <p>（平成17年4月～18年3月までの累計）</p> <p>※16年度実績：347万件（593万月）の利用</p> <li data-bbox="846 879 1469 1075"> <p>・マルチペイメントによる納付状況</p> <p>利用件数 約14万件</p> <p>納付月数 約33万月</p> <p>（平成17年4月～18年3月までの累計）</p> <p>※16年度実績：7万件（17万月）の利用</p>
<p data-bbox="185 1094 568 1126">②若年者納付猶予制度の導入</p>	<p data-bbox="835 1094 2101 1225">○平成17年4月から、30歳未満の若年者について、同居する親の収入に関わりなく本人及び配偶者の所得要件のみで保険料の納付を猶予し、10年間は追納できる「若年者納付猶予制度」を導入。</p>

事項

取組状況 (平成17年度)

③口座振替割引制度の拡充

国民年金保険料を口座振替で納付する場合には、1年分または半年分を前納する場合に限って前納割引が適用されていたところであるが、平成17年4月から、月々の保険料についても通常より1ヶ月早期に口座振替を行う場合には、前納割引が適用される制度を導入した。
 また、併せて1年分または半年分を口座振替で前納する場合には、さらに前納割引が増額されることとなった。

口座振替の割引内容 (平成17年度)

- 口座振替により当月保険料を当月末に納付 (法定納期限は翌月末)
 月額 13,580円 → 月額 13,540円 (40円割引)
- 口座振替により1年分 (または半年分) を前納で納付
 - ・現金で毎月納付 1年分 162,960円 (13,580円×12月)
 - ・現金で前納 1年分 160,070円 (2,890円割引)
 - ・口座振替で前納 1年分 159,540円 (3,420円割引)

事項	取組状況（平成17年度）
④口座振替の利用勧奨の徹底	<p>○資格取得時等において口座振替を勧奨することについて、引き続き市町村に協力依頼を行うとともに、口座振替を行っていない方に対して、口座振替のメリットを記載したチラシと口座振替用紙を送付あるいは戸別訪問で配布する等して口座振替の促進を実施。</p> <p>○翌年度の保険料額・保険料の割引額の確定時期（平成18年2月）に合わせて、口座振替での前納の有利性を周知し、口座振替の利用勧奨を徹底。具体的には、平成18年2月に、各社会保険事務所でのキャンペーン展開（ダイレクトメールの発送等）と併せて、社会保険庁ホームページ、年度末の集中広報（新聞）等での広報等を実施。</p> <p>○口座振替の利用率は、平成17年度末現在で40.2%であり、平成16年度末（37.0%）と比して、着実に向上している。</p> <p>※口座振替利用率 …… 全額免除、若年者納付猶予及び学生納付督促の承認者を除く納付対象者のうち口座振替を利用している者の割合</p>

事項	取組状況（平成17年度）
<p>（5）民間委託の推進</p> <p>①国年保険料収納事業の市場化テストモデル事業の実施</p>	<p>○国民年金保険料収納業務のうち、強制徴収及び免除勧奨を除く業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施することとし、平成17年10月より、全国5カ所の社会保険事務所において、市場化テストのモデル事業を実施。</p> <p>○18年度は、モデル事業の実施箇所数を新たに30カ所加え、35カ所に拡大。新たな30カ所については、18年7月から業務を開始。</p> <p>○モデル事業終了後は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく国民年金保険料収納事業として実施【平成19年度～】。</p>
<p>（6）市町村・各種団体との連携・協力</p> <p>①商工会を納付受託者に指定し、受託商工会での窓口収納等を実施</p>	<p>○平成18年1月に国民年金法施行規則の改正（納付受託機関の追加）を行ったところであり、4ヶ所の商工会を3月31日付で納付受託機関に指定。</p>
<p>②国民健康保険組合に対し、国民年金への加入促進等について協力を依頼</p>	<p>○平成17年6月、建設連合国保組合に対して、国民年金への加入及び口座振替手続きの周知用チラシの配布を要請し、同組合において平成17年7月の国民健康保険証の発送（証更新）に合わせて当該チラシを配布。</p>